

第 24 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 26 日

士別市農業委員会

第 24 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 5 月 26 日（金曜日）
午後 7 時 00 分開会
午後 7 時 30 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市青年等就農計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 令和 4 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について |

出席委員（18 名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 5 番 | 古川昇君 | 6 番 | 新田康仁君 |
| 7 番 | 森野良次君 | 9 番 | 寺崎徳仁君 |
| 12 番 | 岡崎京子君 | 13 番 | 本間一明君 |
| 14 番 | 柳眞由美君 | 15 番 | 梅津宣保君 |
| 16 番 | 遠藤英俊君 | 17 番 | 沼舘初男君 |
| 18 番 | 鈴木茂樹君 | 19 番 | 佐久間弘美君 |
| 21 番 | 村上幸博君 | 22 番 | 栗本勝君 |
| 25 番 | 小野寺悦子君 | 27 番 | 保科隆志君 |

出席説明員（4 名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 梶山賢一君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 佐々木濤君 |

4. 会議の概要

(午後 7時00分 開会)

●議長（保科隆志君）

第24回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は18名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、16番 遠藤英俊委員、17番 沼館初男委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「木下委員」「中山委員」「鈴木淳一委員」「鈴木庄一郎委員」「中澤委員」「松井委員」「山下委員」「工藤委員」「渡辺委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局長より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番 ●●●● 外5件の再認定、14件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月比 増減無しの 435件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号9番について鈴木茂樹委員、15番について古川委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●● の変更認定の通知がありました。

なお、累計は6件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●● 外3件より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●の内、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積400㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、認定電気通信事業者が電波塔を設置し、農地法の転用許可不要案件であり、現在も電波塔を設置し、雑種地として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●● 外3筆、地目、公簿、畑、現況、山林、原野、あわせて40,737㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も山林・原野として利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町4線西、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積165㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も雑種地として利用されている土地であります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、

公簿、畑、現況、山林、面積 6,412 m²、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も山林として利用されている土地であります。

番号 5 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●● 外 2 筆、地目、公簿、畑、現況、山林、あわせて 86,560 m²、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も山林として利用されている土地であります。

現地確認につきましては、番号 1 番は 4 月 27 日に、番号 2 番～番号 5 番は 5 月 10 日に、いずれも各担当地区農業委員 3 名または 4 名により実施をしております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 5、議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●● 外 8 筆、地目、田、面積 38,621 m²、対価、反当り、田 179,980 円で 6,951,000 円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●● 外 8 筆、地目、田・畑、面積 133,227 m²、対価、反当り、田 179,998 円、畑 39,997 円で 11,698,000 円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●● 外 7 筆、地目、田・畑、面積 64,337.5 m²、対価、反当り、田 179,980 円、畑 39,992 円で 7,736,000 円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 4 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●● 外 6 筆、地目、畑、面積 55,439 m²、対価、反当り、畑 18,000 円で 997,000 円、理由については、賃

貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●● 外1筆、地目、田・畑、面積50,937㎡、対価、反当り、田130,000円、畑18,000円で1,559,000円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、72-1 外3筆、地目、田・畑、面積24,820㎡、対価、反当り、田149,921円、畑29,997円で1,870,000円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●● 外1筆、地目、面積2,373.54㎡、対価、反当りで100,000円、理由については、買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(42・43線西)、地番、●●●● 外11筆、地目、田・畑、面積129,871㎡、対価、反当り、田229,993円、畑39,700円で29,692,000円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(42線東)、地番、●●●● 外4筆、地目、田・畑・用悪水路、面積46,798㎡、対価、反当り、田169,982円、畑39,868円で7,814,000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(43線東)、地番、●●●● 外1筆、地目、田、面積9,541㎡、対価、反当り、田169,899円で1621000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(43・44線東)、地番、●●●● 外15筆、地目、田・用悪水路、面積80,269㎡、対価、反当り、田119,993円、用悪水路720円で9,466,000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(17線・18線南)、地番、●●●● 外8筆、地目、田・畑、面積74,337㎡、対価、反当り、田105,586円、畑500円で7,422,000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号13番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29線北)、地番、●●●● 外5筆、地目、田・畑、面積40,757㎡、対価、反当り、田104,939円、畑3,000円で4,150,000円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号14番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29線南)、地番、●●●● ●、地目、田、面積1,846㎡、対価、反当り、田190,000円で350,000円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号15番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29線南)、地番、●●●● ● 外1筆、地目、畑、面積4,149㎡、対価、反当り、畑1,000円で4,000円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号16番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29線南)、地番、●●●● ● 外1筆、地目、田・畑、面積83,959㎡、対価、反当り、田120,000円、畑30,000円で3,876,000円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (33 線西)、地番、●●●●
外 7 筆、地目、田・畑、面積 42,361 m²、対価、反当り、田 252,501 円、畑 14,585 円で
10,321,000 円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (33 線西)、地番、●●●●、
地目、畑、面積 1,143 m²、対価、反当り、畑 45,500 円で 52,000 円、理由については、買い
受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (32・33 線西)、地番、●●●●
● 外 4 筆、地目、田・畑、面積 83,589 m²、対価、反当り、田 245,986 円、畑 31,266 円で
20,130,000 円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (36 線西)、地番、●●●●、
地目、畑、面積 148 m²、対価、贈与につき無償、理由については、譲り受けて経営規模の拡
大を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、
畑、面積 303 m²、対価、贈与につき無償、理由については、賃貸地を譲り受けて経営基盤の
安定を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、
面積 208 m²、対価、贈与につき無償、理由については、譲り受けて経営規模の拡大を図るた
めであります。

番号 23 番、渡人、●●●● 外 1 名、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、
地目、田、面積 321 m²、対価、反当り、田 149,533 円で 48,000 円、理由については、買い受
けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、
田、面積 134 m²、対価、反当り、田 149,254 円で 20,000 円、理由については、買い受けて経
営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●● 外 7 筆、
地目、田・畑、面積 86,677 m²、対価、反当り、田 240,000 円、畑 69,969 円で 15,777,000 円、
理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町 (40 線西)、地番、●●●●
● 外 7 筆、地目、田、面積 75,936 m²、対価、反当り、田 248,749 円で 18,889,000 円、理
由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (36 線東)、地番、●●●●
外 4 筆、地目、田・用悪水路、面積 52,342 m²、対価、反当り、田 218,024 円、用悪水路
18,519 円で 11,401,000 円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであり
ます。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●● 外 12 筆、
地目、田・畑、面積 53,383.37 m²、賃貸料、反当り、田 12,986 円、畑 2,448 円で 676,000 円、
理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●● 外 15 筆、
地目、田・畑、面積 64,632 m²、賃貸料、反当り、田 11,987 円、畑 2,755 円で 768,000 円、

理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●●の内 外 3 筆、地目、田・畑、面積 48,380 m²、賃貸料、反当り、田 9,951 円、畑 2,998 円で 159,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●●、地目、畑、面積 17,171 m²、賃貸料、反当り、畑 2,936 円で 50,000 円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 32 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●● 外 10 筆、地目、田・畑、面積 99,011.17 m²、賃貸料、反当り、田 10,000 円、畑 3,000 円で 732,000 円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●● 外 2 筆、地目、畑、面積 34,325 m²、賃貸料、反当り、畑 2,000 円で 68,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、北町、地番、●●●●● 外 1 筆、地目、田、面積 991 m²、賃貸料、反当り、田 9,082 円で 9,000 円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 35 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、下士別町 (40 線東)、地番、●●●●● 外 4 筆、地目、田・用悪水路、面積 37,970 m²、賃貸料、反当り、田 12,992 円で 493,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 36 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、下士別町 (40・41 線東)、地番、●●●●● 外 15 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 115,945 m²、賃貸料、反当り、田 13,000 円、畑 2,846 円で 1,440,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、武徳町 (41 線・42 線東)、地番、●●●●● 外 21 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 151,272 m²、賃貸料、反当り、田 11,999 円、畑 2,940 円で 1,682,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 38 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、武徳町 (46 線東)、地番、●●●●● 外 2 筆、地目、田・畑、面積 47,730 m²、賃貸料、反当り、田 12,991 円、畑 3,534 円で 604,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、武徳町 (43 線東)、地番、●●●●● 外 4 筆、地目、田、面積 22,603 m²、賃貸料、反当り、田 7,964 円で 180,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 40 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、川西町 (9 線西)、地番、●●●●●の内 外 1 筆、地目、畑、面積 37,800 m²、賃貸料、反当り、畑 3,000 円で 113,000 円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 41 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町 (28 線南)、地番、●●●●● 外 4 筆、地目、田、面積 103,251 m²、賃貸料、反当り、田 11,500 円で 1,187,000 円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 42 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町 (26 線北)、地番、●●●●
● 外 2 筆、地目、田、面積 10,303 m²、賃貸料、反当り、田 8,000 円で 82,000 円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 43 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町 19 線南、地番、●●●●、
地目、畑、面積 7,913 m²、賃貸料、反当り、畑 3,000 円で 23,000 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 44 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、
畑、面積 22,249 m²、賃貸料、反当り、畑 757 円で 16,000 円、理由については、借り受けて
経営規模の拡大を図るためであります。

番号 45 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●● 外 22 筆、
地目、田・畑・用悪水路、面積 129,194 m²、賃貸料、反当り、田 7,997 円、畑 1,965 円、用
悪水路 1,308 円で 985,000 円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図る
ためであります。

以上、45 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定
する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進
事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長 (保科隆志君) 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 10 番につ
いて鈴木茂樹委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長 (保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長 (保科隆志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長 (保科隆志君) 次に、日程第 6、議案第 3 号「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点
検・評価について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局 (相山賢一君) 議案第 3 号、令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価につ
いてご説明申し上げます。

本点検・評価につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和 4
年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号 農林水産省経営局長通知) 第 1 の 3 (1) ②イに基づき、

各農業委員ごとの活動実施状況と成果目標の達成状況を総会で点検・評価するものです。

27人全員について、集積率の目標達成状況100%、活動実績については、国が月当たりの目標日数を10日と定めていることから評価が低い結果となっています。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 各委員に対する「総会で出された意見」の内容について、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第4号「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（梶山賢一君） 議案第4号、令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価についてご説明申し上げます。

本点検・評価につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号 農林水産省経営局長通知）第1の3（2）に基づき実施するものです。

「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（様式4）」については、農業委員会の成果目標の達成状況の点検・評価です。

「農地の集積」は目標の集積率88.3%対し実績88.7%で100%達成、目標どおりの結果。

「遊休農地の発生防止・解消」は目標の解消面積18haに対し実績8.1haで45.1%達成、目標を下回る結果。

「新規参入の促進」は目標の新規参入の公表面積10.3haに対し63.3haで614%達成、目標を大きく上回る結果となっています。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 「農地の集積」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の各項目の「農業委員会の点検評価」について、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第24回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後7時30分 閉会）